### 平成17年第7回那須塩原市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成17年11月28日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について

(議会運営委員長報告・質疑)

- 日程第 3 同意第 9号 那須塩原市固定資産評価員の選任について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 報告第 26号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕 (報告)
- 日程第 5 報告第 27号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕 (報告)
- 日程第 6 報告第 28号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕 (報告)
- 日程第 7 報告第 29号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕 (報告)
- 日程第 8 報告第 30号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解について] (報告)
- 日程第 9 報告第 31号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕 (報告)
- 日程第10 議案第119号 那須塩原市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第11 議案第120号 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第12 議案第121号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第13 議案第130号 姉妹都市盟約の締結について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第131号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第15 議案第132号 栃木県市町村職員退職手当組合から粟野町を脱退させることに伴う財産処分につ

いて

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第133号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市 町村職員退職手当組合規約の変更について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第17 議案第134号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市 町村職員退職手当組合規約の変更について

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第18 議案第135号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第19 議案第136号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第20 議案第137号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第21 議案第138号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館 管理組合規約の変更について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第22 議案第139号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館 管理組合規約の変更について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第140号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館 管理組合規約の変更について

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第24 議案第122号 那須塩原市税条例の一部改正について (提案説明)
- 日程第25 議案第123号 那須塩原市建築審査会条例の制定について

(提案説明)

日程第26 議案第124号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部改正について

(提案説明)

- 日程第27 議案第125号 那須塩原市手数料条例の一部改正について (提案説明)
- 日程第28 議案第126号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について (提案説明)
- 日程第29 議案第127号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等につい

て

(提案説明)

- 日程第30 議案第128号 那須塩原市営放牧場条例の制定について (提案説明)
- 日程第31 議案第129号 那須野が原ハーモニーホール条例の全部改正について (提案説明)
- 日程第32 議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号) (提案説明)
- 日程第33 議案第109号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 日程第34 議案第110号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 日程第35 議案第111号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 日程第36 議案第112号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 日程第37 議案第113号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第4号) (提案説明)
- 日程第38 議案第114号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) (提案説明)
- 日程第39 議案第115号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 日程第40 議案第116号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 日程第41 議案第117号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 日程第42 議案第118号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算(第2号) (提案説明)
- 日程第43 議案第141号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について (提案説明)
- 日程第44 議案第142号 市道路線の廃止及び認定について (提案説明)

### 出席議員(32名)

1番	岡	本	真	芳	君	2番	岡	部	瑞	穂	君
3番	眞	壁	俊	郎	君	4番	冏	部	寿	_	君
5番	髙	久	好	_	君	6番	鈴	木		紀	君
7番	磯	飛		清	君	8番	東	泉	富一	上 夫	君
9番	髙	久	武	男	君	10番	亚	Щ	啓	子	君
11番	木	下	幸	英	君	12番	早て	女	順	子	君
13番	渡	邉		穰	君	14番	玉	野		宏	君
15番	石	JII	英	男	君	16番	吉	成	伸	_	君
17番	中	村	芳	隆	君	18番	君	島	_	郎	君
19番	関	谷	暢	之	君	20番	水	戸		滋	君
21番	Щ	本	はる	5 V	君	22番	相	馬		司	君
23番	若	松	東	征	君	24番	植	木	弘	行	君
25番	相	馬	義	_	君	26番	菊	地	弘	明	君
27番	亚	Щ		英	君	28番	人	見	菊	_	君
29番	齌	藤	寿	_	君	30番	金	子	哲	也	君
3 1番	松	原		勇	君	32番	室	井	俊	吾	君

### 欠席議員 (なし)

### 説明のために出席した者の職氏名

市	長	栗	Ш		仁	君	助	役	坪	山	和	郎	君
収 入	役	折	井	正	幸	君	教 育	長	渡	辺	民	彦	君
企 画 部	長	松	下		昇	君	総合政策領	定長	Щ	田		勉	君
企画情報課	長	高	藤	昭	夫	君	総務部	長	君	島		寛	君
総務課	長	平	山	照	夫	君	財政課	長	松	本	睦	男	君
生活環境部	長	相	馬		力	君	生活環境記 班	問整 長	高	塩	富	男	君
市民福祉部	長	田	辺		茂	君	福祉事務所	所長	大 田	原		稔	君
市民福祉調 班	整長	向	井		明	君	産業観光部	邻長	田	代		仁	君
産業観光調 班	整長	臼	井	好	明	君	建設部	長	君	島	富	夫	君
建設調整班	長	益	子	和	則	君	水 道 部	長	君	島	良	_	君
水道課長(黒	嶣)	金	沢	郁	夫	君	教 育 部	長	千 本	木	武	則	君

	教育総務課長	田	代	哲	夫	君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事 務 局 長	織	田	哲	徳	君
	農業委員会事務局長	八	木	源	_	君	西 那 須 野 支 所 長	田	口		勇	君
	塩原支所長	櫻	岡	定	男	君						
本组	会議に出席した事績	<b>务局職</b> 」										
	議会事務局長	渡	部	義	美		議事課長	石	井		博	
	議事調査係長	斉	藤	兼	次		議事調査係	渡	邉	静	雄	
	議事調査係	福	田	博	昭		議事調査係	高	塩	浩	幸	

開会 午前10時05分

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長(髙久武男君) おはようございます。

本日招集になりました平成17年第7回那須塩原 市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、 ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として42件の議案が提出されることになっております。議員各位には、 慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきま しても特段のご協力をお願い申し上げまして、開 会のごあいさつとさせていただきます。

ただいまから平成17年第7回那須塩原市議会定 例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。



### ◎議事日程の報告

○議長(高久武男君) 本日の議事日程は、お手元 に配付のとおりであります。



#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(高久武男君) 日程第1、会議録署名議員 の指名について。

会議録署名議員に

10番 平 山 啓 子 君 11番 木 下 幸 英 君 を指名いたします。



### ◎市長あいさつ

O議長(高久武男君) 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

O市長(栗川 仁君) おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上 げます。

本日は、平成17年第7回那須塩原市議会定例会 を招集をいたしましたところ、議員の皆様方には 何かとお忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがと うございます。

秋も深まりまして、今年も残すところ1か月余りとなってまいりました。早いもので、那須塩原市も誕生から間もなく1年を迎えようという時期を迎えておるわけでありますが、この間、さまざまな事務事業の実施に当たりまして、議員各位のご理解とご協力を賜り、さらには市民の皆様方にも新市の一体化を推進するために、市の重要な計画立案に関します審議会、協議会等に積極的に参画をいただいております。今後も引き続き「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」のまちづくりにご支援をいただきますようお願いを申し上げるところでございます。

さて、そのような中で、合併1周年記念式典事業の関係予算を計上いたしました補正予算案を含めまして、今回の市議会定例会にご提案を申し上げます議案は、固定資産評価員の選任案件の外、補正予算案件11件、条例案件11件、その他の案件が13件、専決処分の報告案件が6件の、合計42件となっております。

内容につきましては、この後の提案説明の中で 詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重 要な案件でありますので、よろしくご審議の上、 ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、 開会に当たりましてのごあいさつといたします。 よろしくお願いいたします。

○議長(高久武男君) 市長のあいさつが終わりま した。

#### ◎会期の決定

○議長(高久武男君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催され ておりますので、議会運営委員長の報告を求めま す。

議会運営委員長、菊地弘明君。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

〇議会運営委員長(菊地弘明君) おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、 その他議会運営上必要な事項を協議するため、去 る11月21日午前10時より第4委員会室において、 委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席 のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日11月28日より12月13日までの16日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出議案として人事案件1件、補正予算案11件、条例案11件、その他の案件13件、報告6件の計42件であります。 議案の取り扱いについてでありますが、同意第 9号、議案第119号から議案第121号まで及び議案

9号、議案第119号から議案第121号まで及び議案 第130号から議案第140号までの合わせて15件につ いては、即決扱いといたします。

即決案件15件と報告6件を除く21件については、

関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

議員提出による追加議案として、この後述べる 陳情その他の審議いかんによっては意見書の提出 が予定されますが、その際には即決扱いといたし ます。

議案に対する質疑は、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で、連続して行うことといたします。

討論は、同一議題につき賛成、反対それぞれ5 人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、市政一般質問について申し上げます。

市政一般質問は、質問回数の制限はなく、時間は1人40分以内とし、1回目の質問に通告したすべての項目を行うこととします。質問通告者は22名であり、日程上、11月30日に2名、12月1日に5名、2日に5名、5日に5名、6日に5名の5日間といたします。

最後に、陳情・請願について申し上げます。

新規に受理した陳情が2件ございますが、これらは、配付された請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に ご協力くださいますようお願いを申し上げまして、 報告といたします。

○議長(高久武男君) 報告が終わりました。 ただいまの報告について質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙久武男君) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から12月13日までの16日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長の報告のとおりとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙久武男君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの16日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営 委員長報告のとおりといたします。

 $^{\sim}$	\
\ /	/

○議長(髙久武男君) お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省 略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議ありませんので、本定 例会における議案上程の際の議案朗読は省略いた します。

,	<b>◇</b>

### ◎同意第9号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長(高久武男君) 次に、日程第3、同意第9号 那須塩原市固定資産評価員の選任についてを 議題といたします。

本件について、助役から退席願が出ております ので、これを許可いたします。

〔助役 坪山和郎君退席〕

○議長(高久武男君) ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長(高久武男君) 会議を再開いたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 同意第9号 固定資産評価 員の選任について、提案のご説明を申し上げます。 本案件は、地方税法第404条第2項の規定により、助役である坪山和郎氏を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。 固定資産評価員は、市長の指揮を受け、固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するため設置するものでありますが、例外規定として、固定資産が少ない場合には、固定資産評価員の職務を市町村長が行うことができることとされており、合併前の3市町においては、それぞれ首長がその職務を執行してきたところであります。しかしながら、那須塩原市においては、この例外規定の適用を継続することは難しいとの判断から、平成18年度の固定資産評価替に向けて、固定

よろしくご審議の上、ご同意いただきますよう お願い申し上げます。

○議長(高久武男君) 説明が終わりました。
本案について質疑を許します。

資産評価員を設置するものであります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [「なし」と言う人あり] ○議長(高久武男君) 討論がないようですので、 討論を終結することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認め、討論を終 結いたします。

これより採決をいたします。

同意第9号については、原案のとおり同意する ことに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、同意第9号については原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長(高久武男君) 会議を再開いたします。 助役に申し上げます。

ただいまの固定資産評価員の選任については、 原案のとおり同意されました。

## ◎報告第26号~報告第31号の上程、説明

○議長(高久武男君) 次に、お諮りいたします。 日程第4、報告第26号 専決処分の報告につい てから日程第9、報告第31号 専決処分の報告に ついてまでの6件を一括議題といたしたいと思い ますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。
よって、報告第26号から報告第31号までの6件

を一括議題といたします。

本案について報告説明を求めます。

助役。

○助役(坪山和郎君) それでは、報告第26号から 報告第31号まで一括してご報告申し上げます。

まず、報告第26号につきましては、地方自治法 の規定により損害賠償の額の決定及び和解につい て専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げ るものであります。

本案件は、平成17年7月5日、小結地内の市道 黒磯・西岩崎線を走行中の車両が道路上の穴に落 ち、その後、付近の水田に転落し、車両を損傷し たものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失 割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 7万2,050円を支払い、今後この件に関して双方 とも異議を申し立てないことで和解が成立いたし ました。

次に、報告第27号につきましても、地方自治法の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしたものであります。

本案件は、平成17年9月1日、四区町地内の市 道153号線のアスファルト舗装の欠落部分に車両 の左前輪が落ちて、タイヤ及びホイールを損傷し たものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失 割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 8万6,940円を支払い、今後この件に関して双方 とも異議を申し立てないことで和解が成立いたし ました。

次に、報告第28号につきましても、地方自治法 の規定により損害賠償の額の決定及び和解につい て専決処分をいたしたものであります。

本案件は、平成17年8月3日、三区町地内の市 道125号線の冠水した道路上で車両が走行できな くなり、全損となったものであります。

両者協議の結果、市側30%、相手側70%の過失 割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 18万913円を支払い、今後この件に関して双方と も異議を申し立てないことで和解が成立いたしま した。

次に、報告第29号につきましても、地方自治法 の規定により損害賠償の額の決定及び和解につい て専決処分をいたしたものであります。

本案件は、平成17年8月12日、接骨木地内の市 道横林・接骨木線と市道高速側道3号線の交差部 で発生した車両の物損事故に関し、損害賠償の額 を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、大雨により冠水した 市道を走行した車両が浸水し、損傷したものであります。

両者協議の結果、市側30%、相手側70%の過失 割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 11万2,650円を支払い、今後この件に関して双方 とも異議を申し立てないことで和解が成立いたし ました。

次に、報告第30号につきましても、地方自治法 の規定により損害賠償の額の決定及び和解につい て専決処分をいたしたものであります。

本案件は、平成17年8月12日、上大貫地内の市 道接骨木・大貫線と市道高速側道2号線の交差部 で発生した車両の物損事故に関し、損害賠償の額 を決定し、和解をしたものであります。

事故の状況につきましては、大雨により冠水した た市道を走行した車両が浸水し、損傷したものであります。

両者協議の結果、市側30%、相手側70%の過失 割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 8,288円を支払い、今後この件に関して双方とも 異議を申し立てないことで和解が成立いたしまし t-

次に、報告第31号につきましても、地方自治法 の規定により損害賠償の額の決定及び和解につい て専決処分をいたしたものであります。

本案件は、平成17年8月6日、くろいそ運動場におけるソフトボールの競技中に、ファウルボールが駐車中の車両に当たり、損傷を与えたものであります。

両者協議の結果、市から相手方に損害賠償金7万4,644円を支払い、今後この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、6件についてご報告申し上げます。

○議長(髙久武男君) 報告説明が終わりました。

### ◎議案第119号~議案第121 号の上程、説明、質疑、討論、 採決

〇議長(高久武男君) 次に、お諮りいたします。

日程第10、議案第119号 那須塩原市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第12、議案第121号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第119号から議案第121号までの3 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

〇市長(栗川 仁君) 議案第119号 那須塩原市

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第120号 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第121号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年8月に国家公務員の給与に関し、人事院から勧告が出されましたため、本市の職員の給与について国家公務員に準じて改正を行うものであります。

また、議会議員の報酬及び市長等の給与に関しましても、職員に準じ、期末手当の支給率を引き上げるため、関係します条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう お願い申し上げます。

○議長(高久武男君) 説明が終わりました。 質疑を許します。

3番、眞壁俊郎君。

○3番(眞壁俊郎君) 議席ナンバー3番、眞壁で ございます。

それでは、議案第119号及び120号について質問 いたします。

この施行日なんですが、平成18年1月1日とした理由と、さきに下野新聞の記事で、栃木県においては施行日を来年の4月というような形でちょっと書いてありましたが、この辺で施行日の相違、栃木県と那須塩原市の支払いの関係が変わるのかどうかが1点でございます。

もう1点が、議案第121号について質問いたします。

121号については、先ほども申されたように、 05年度の人事院勧告に基づく改正であるというこ とでございます。その中で、来年度、06年度の方 針も示されていると思いますが、その中で地域給 与の導入、このような形のものが今入ってくると いうような話になっておりますが、この辺をどの ように考えているのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(高久武男君) 答弁を求めます。 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 2点、ご質疑がございました。

まず、施行日の相違はということが1点ございました。1月1日が私ども那須塩原市ということで施行日を設定させていただきました。また、新聞関係で県議会においては4月1日というふうな施行日がなされているということでございます。これにつきましては、特に内容に変化はございません。相違はないということでご理解をいただきたいと思います。さかのぼってということではございませんで、来年度、平成18年度の中で、6月あるいは12月の手当等々の支給日、そういったものに絡んでくるという状況でひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

それからもう1点、121号関係の内容でございますが、現在私どものほうとしては、来年3月の議会に諮るということで内部調整をさせていただいているということでございます。まだ確定ではございませんけれども、そんな形で今進めさせていただいているという状況にございます。

以上でございます。

- ○議長(高久武男君) ほかにございませんか。12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 119号、120号、121号 に関して質疑いたしますけれども、今回の人事院 勧告において、職員の給与はとりあえず下がる。 それで、下がるだけではなく、勤勉手当の支給の ところで引き上げて調整をとるということなんで すけれども、この考え方として、連動して片方で 下げておきながら片方で上げるという部分のとこ

ろの理由を、どのように人事院のほうは説明をしているのか聞かせていただきたいと思います。

それを聞かせていただいてから次の質疑に移り ますので、まずそれを聞かせてください。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 職員の給与等々に関するご質疑でございますけれども、基本的に公務員の給与は、民間に準拠をした形でということになっております。そういったことから、給与については、調整の結果、平均で0.3%、それから手当については0.05月という形。こちらのほうの2つを調整をさせていただいて、今回改定をさせていただくという形で考えたものでございます。

以上でございます。

- **〇議長(高久武男君)** 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) ということは、民間を 勘案してこの勧告が出ているということでしたら、 民間の給与は下がって、民間もボーナスが上がっ ているのでというようなことだというふうな理解 でよろしいでしょうか。

そうしたときに、議員のほうの報酬なんですけれども、議員の報酬を検討する体系というのは違っていると思うんですね。議員報酬審議会等で決まってきてということで、今回それを考えましたところ、なぜ特別職――常勤の特別職はともかくとして、非常勤の特別職の期末手当だけを上げるというところが、何か私としてはしっくりいかないんですけれども、今回、12月1日を適用とせずに1月1日からということで、実質には今年度は影響はなく、今までどおりなんですけれども、考え方として何か釈然としないんですけれども、県が4月1日、那須塩原市が来年1月1日を適用ということにするということは、もしかしたら、この人事院の勧告の適用を、議員報酬のところに関しては期末手当のところを現状のまま据え置く、

要するに条例改正しないということも可能だったのかどうかを聞かせてください。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) まず、1点でございますが、民間の給与との比較ということで、早乙女議員からお話がありましたとおりということでご理解いただいて結構だと思います。

もう1点、施行日の関係が1つございますが、 1月1日あるいは県で考えております4月1日、 特にこれは内容的に差はないということでご理解 をいただきたいというふうに思っております。影 響が出ますのが平成18年度からという形のもので ご理解をいただきたいと思います。

それからもう1点、議会議員の皆さん方の報酬でございますけれども、これにつきましては、報酬等審議会というふうな機関の中で適正な額を判断をしていただくという形になってございます。手当は、私どものほうと一緒の形で連動するということになる形になりますけれども、現在のところ、この報酬等審議会を設置、開いておりませんので、そのままの形で今回につきましては、報酬等については額をそのまま継続をさせていただいたという経過がございます。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) その考え方でいきますと、職員のほうは報酬と期末手当ということで考えてきたと。でしたら、議員のほうのところも報酬と、それと期末手当のところを考えるべきではなかったのかなというふうに思いますけれども、そういうような部分のところの、ある意味、職員のところだけが報酬が下がって、ボーナスが上がるという形で調整したならば、ある意味、議員のところが報酬が下がって、ボーナスが上がるというふうになるのかなというふうに私は思ったんで

すけれども、そうでなかったと。

これは、きっと国のほうでは大臣なんかは下がって上がるという形をとったので、それと同じように地方の首長、あと議員のところも報酬のほうは報酬審議会はかけないでおきながら、こちらだけは適用したということなんで、これを考えましたら、今後のことなんですけれども、もしかしたら非常勤の特別職の報酬、常勤の特別職の給与に関してもそうなんですけれども、国の勧告があったからということではなく、そうなったときは市町村独自できちんとその辺も考えるべきなんではないかなというふうに思いますけれども、その辺いががなものなんでしょうか。

それで今回は、とりあえずは12月のボーナスは 適用しないということですので、職員がプラマイ でするとマイナスになってしまう。議員のほうは プラマイするとプラスになってしまうということ なんですけれども、それをプラスにしないがため に、とりあえず12月を適用しないということをと ったわけ、今回はそういうことで上がるというこ とはない、実質は上がらないというのはわかった んですけれども、先ほど眞壁議員のほうに何ら変 わりありませんと、県とも変わりないし、今回上 がっていませんということで、それは理解したわ けなんですけれども、今後のこととしての考え方、 国の人事院勧告に市町村の議員のこういう期末手 当まで連動しなくても私はいいんだと思うんです けれども、いいのかどうかという部分のところを 聞かせていただけたらというふうに思います。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 議員から大変ありがたいお言葉をいただいておるようでございます。職員と同様に、例えば引き下げをした場合には議員さん方の報酬等も検討すべきではないかというお話がひとつございます。

そういった考えもございますが、今回、報酬等 審議会、そういったものを開催をしておりません。 合併をしました後、新たな議員の報酬等々を決め ていただいたわけでございますので、今後につき ましては、この報酬等審議会の中で適正な報酬 等々の額についてはご検討いただく、ご審議をい ただくということで、適宜この報酬等審議会を開 催させていただきたいというふうに考えていると ころでございます。

もう1点、額の問題がございましたが、国に準 じて連動をするのか否か、それがいいのか悪いの かというお話だったかと思いますけれども、手当 については、これにつきましては完全に連動して いるわけではございませんけれども、その場その 場に応じまして、適切な判断をさせていただいて ご提案申し上げてまいりたいと考えているところ でございます。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) ほかにございませんか。5番、髙久好一君。
- ○5番(高久好一君) 5番、髙久です。

今、早乙女議員が私の言いたいこと全部言われてしまいましたんで、総務部長さんからもそういう話がありました。私としては、職員が下がるんであれば、議員も当然下げるという方向で提示していただきたかったというような思いで意見を申し上げます。

以上です。

- O議長(髙久武男君) ほかにございませんか。 〔発言する人なし〕
- ○議長(高久武男君) ないようですので、質疑を 終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [発言する人なし]

○議長(高久武男君) 討論がないようですので、 討論を終結することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙久武男君) 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第119号から議案第121号までの3件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

\_\_\_\_\_

## ◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高久武男君) 次に、日程第13、議案第 130号 姉妹都市盟約の締結についてを議題とい たします。

本案について提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 議案第130号 茨城県ひた ちなか市との姉妹都市盟約の締結について、提案 の説明を申し上げます。

茨城県ひたちなか市とは、旧黒磯市が清流那珂 川の源流と河口の位置的つながりから、平成7年 11月に姉妹都市提携盟約を締結しております。那 須塩原市においても、引き続きひたちなか市との 産業、文化、スポーツの交流を図り、相互の理解 と親睦を深めるよう姉妹都市盟約を締結するもの であります。

姉妹都市盟約書(案)につきましては、別紙の

とおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう お願い申し上げます。

O議長(高久武男君) 説明が終わりました。 本案について質疑を許します。

[発言する人なし]

O議長(高久武男君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [「なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 討論がないようですので、 討論を終結することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認め、討論を終 結いたします。

これより採決をいたします。

議案第130号については、原案のとおり決する ことで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

· ·

### ◎議案第131号~議案第140号の上程、説明、質疑、討論、 採決

○議長(高久武男君) 次に、お諮りをいたします。 日程第14、議案第131号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更についてから日程第23、議案第140号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び栃木県自治会館管理組合規約の変更についての 10件を一括議題といたしたいと思いますが、異議 ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙久武男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第131号から議案第140号までの10 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。助役。

○助役(坪山和郎君) それでは、議案第131号から議案第140号まで、合わせて10件でございますが、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第131号 栃木県市町村職員退職手 当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃 木県市町村職員退職手当組合規約の変更について ご説明を申し上げます。

平成18年1月1日から、粟野町が栃木県市町村職員退職手当組合未加入である鹿沼市に編入される廃置分合が行われることに伴い、同町から、平成17年12月31日をもって栃木県市町村職員退職手当組合を脱退したい旨の依頼があり、栃木県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第132号 栃木県市町村職員退職手 当組合から粟野町を脱退させることに伴う財産処 分についてご説明を申し上げます。

栃木県市町村職員退職手当組合から粟野町を脱 退させることに伴う財産処分について関係地方公 共団体と協議したいので、地方自治法の規定に基 づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第133号 栃木県市町村職員退職手 当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃 木県市町村職員退職手当組合規約の変更について ご説明を申し上げます。

平成18年1月10日から、南河内町、石橋町及び 国分寺町を廃し、その区域をもって下野市を設置 する廃置分合が行われること及びこれに伴い南河 内町、国分寺町で組織する自治医大周辺下水道組 合が解散することから、栃木県市町村職員退職手 当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組 合規約を変更することについて関係地方公共団体 と協議をしたいので、地方自治法の規定に基づき、 議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第134号 栃木県市町村職員退職手 当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃 木県市町村職員退職手当組合規約の変更について ご説明を申し上げます。

平成18年3月20日から、日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって日光市を設置する廃置分合が行われること及びこれに伴い5市町村で組織する日光地区広域行政事務組合並びに日光市、足尾町で組織する日光地区消防組合が解散することから、栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更をすることについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第135号 栃木県市町村消防災害補 償等組合を組織する地方公共団体の数の減少につ いてご説明を申し上げます。

平成18年1月1日から粟野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入することに伴い、栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第136号 栃木県市町村消防災害補 (賃等組合を組織する地方公共団体の数の減少につ いてご説明を申し上げます。

平成18年1月10日から、南河内町、石橋町及び 国分寺町を廃し、その区域をもって下野市を設置 することに伴い、栃木県市町村消防災害補償等組 合を組織する地方公共団体の数の減少について関 係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の 規定に基づき、議会の議決を求めるものでありま す。

次に、議案第137号 栃木県市町村消防災害補 償等組合を組織する地方公共団体の数の減少につ いてご説明を申し上げます。

平成18年3月20日から、日光市、足尾町、栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって日光市を設置することに伴い、栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少させることについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第138号 栃木県自治会館管理組合 を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自 治会館管理組合規約の変更についてご説明を申し 上げます。

平成18年1月1日から粟野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入する廃置分合に伴い、平成17年12月31日をもって栃木県自治会館管理組合から粟野町を脱退させ、栃木県自治会館管理組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第139号 栃木県自治会館管理組合 を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自 治会館管理組合規約の変更についてご説明を申し 上げます

平成18年1月10日から南河内町、石橋町及び国 分寺町を廃し、その区域をもって下野市を設置す る廃置分合に伴い、栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第140号 栃木県自治会館管理組合 を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自 治会館管理組合規約の変更についてご説明を申し 上げます。

平成18年3月20日から日光市、今市市、足尾町、 栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって日光 市を設置する廃置分合に伴い、栃木県自治会館管 理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組 合規約を変更することについて、関係地方公共団 体と協議したいので、地方自治法290条の規定に 基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、10件について、よろしくご審議の上、ご 決定くださいますようお願い申し上げます。

〇議長(高久武男君) 説明が終わりました。 質疑を許します。

[発言する人なし]

○議長(高久武男君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [「なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 討論がないようですので、 討論を終結することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(高久武男君) 異議なしと認め、討論を終 結いたします。

これより採決をいたします。

議案第131号から議案第140号までの10件について、原案のとおり決することで異議ございません

か。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

### ◎議案第122号~議案第129号の上程、説明

○議長(高久武男君) 次に、お諮りいたします。
 日程第24、議案第122号 那須塩原市税条例の
 一部改正についてから日程第31、議案第129号 那須野が原ハーモニーホール条例の全部改正についてまでの8件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第122号から議案第129号までの8 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 議案第122号から議案第129号までの8件につきまして説明をいたします。

初めに、議案第122号 那須塩原市税条例の一 部改正について、提案のご説明を申し上げます。

先ほど、同意第9号にてご審議をいただきました固定資産評価員の選任に関連いたしまして、那 須塩原市税条例の一部を改正するものであります。

固定資産評価員につきましては、その職務が固定資産評価補助員を活用することにより、常勤の職を必要としないと判断されますことから、固定資産評価員を非常勤、無給と規定するものであります

次に、議案第123号 那須塩原市建築審査会条

例の制定について、提案の説明を申し上げます。

本案件は、平成18年度から那須塩原市に建築主事を置き、特定行政庁を設置するに当たり、建築基準法の規定により、市に建築審査会を設置するため、その組織、議事、その他審査会に関し必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議案第124号 那須塩原市特別職の職員 で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部改正について、提案の説明を申し上げま す。

今回の改正は、平成18年度から市に設置する建築審査会の委員について、その報酬を定めるものであります。

次に、議案第125号 那須塩原市手数料条例の 一部改正について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成18年度から市に特定行政庁を設置することにより、県から市へ移譲される建築行政事務のうち、建築に係る確認申請、許可申請及び認定申請などについて手数料を徴するため、条例に規定するものであります。

次に、議案第126号 長期継続契約を締結する ことができる契約を定める条例について、提案の 説明を申し上げます。

複数年にわたり支出を必要とする契約、いわゆる長期継続契約を締結する場合には、会計年度独立の原則の例外となるため、予算で債務負担行為として定め、議会の議決が必要となります。

しかし、平成16年5月に地方自治法と同法施行令が一部改正され、長期継続契約に関し、条例で長期継続契約を締結することができる契約を定めることで、それぞれ個別に債務負担行為を設定することなく、複数年契約が可能となりました。

このため、本市におきましても、契約の適正化 や事務処理の効率化などの観点から条例を制定す るものであります。 次に、議案第127号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等について、提案の説明を申し上げます。

本案件は、平成18年4月1日から指定管理者として特定の団体を選定する施設のうち15施設に関係する11件の条例について、地方自治法の規定により条例で定めることとされている管理の基準及び業務の範囲を規定するため、これら関係条例の一部改正を一括して行うものであります。

次に、議案第128号 那須塩原市営放牧場条例 の制定について提案の説明を申し上げます。

本議案は、共同放牧による家畜の飼養管理の合理化により、本市の酪農振興を図るため取得いたしました八郎ヶ原放牧場の管理運営等について必要な事項を定める条例をご提案申し上げるものであります。

八郎ケ原放牧場は、旧塩原町において平成16年 12月に取得し、那須塩原市に引き継がれたもので あります。

本条例については、本放牧場の設置及び管理方 法のほか、公の施設の管理について新たに指定管 理者制度が導入されることから、これらについて もあわせて検討を行い、今回制定したく、提案す るものであります。

次に、議案第129号 那須野が原ハーモニーホール条例の全部改正について、提案の説明を申し上げます。

現在、那須野が原ハーモニーホールにつきましては、地方自治法第252条の14の規定により、その事務を大田原市に委託し、運営しております。

本来、委託した事務は、受託者である大田原市の条例、規則により運営されることとなります。しかし、共同設置であることを明確にするため、両市において同様の条例を制定してまいりました。平成18年度から指定管理者制度の導入に当たり、

従来どおり両市において同様の条例を制定した場合、指定管理者の指定手続に関する規定が重複する不合理が発生いたします。このため、那須野が原ハーモニーホールが両市の共同設置であることを引き続き明示しつつ、地方自治法第252条の14の規定により、大田原市にその事務を委託することを規定するため、条例の全部を改正するものであります。

以上、8件につきまして、よろしくご審議の上、 ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明と いたします。

**○議長(高久武男君)** 説明が終わりました。 ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(高久武男君) 休憩前に引き続き、会議を 開きます。

### ◎議案第108号の上程、説明

○議長(高久武男君) 次に、日程第32、議案第 108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算 (第5号) についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 議案第108号 平成17年度 那須塩原市一般会計補正予算(第5号)について、 提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改定や人事異動に伴う人件 費の調整のほか、決算を見込み、各種事業費の過 不足の調整を行うものであります。

これらの主な内容につきまして申し上げますと、まず、人件費の整理では給料月額を平均で0.3% 引き下げ、期末手当を0.05月引き上げることを主な内容とした給与改定と、人事異動に伴う給与調整をあわせて実施いたしました結果、予算計上額と比べ、総体で8,131万5,000円の不用額が見込まれることから、それらを減額いたします。

これらを含む歳出補正の状況は、1款議会費は、 人件費の調整による1,777万5,000円の減額。

2款総務費は、人件費の調整で1,590万4,000円の増額となるほか、3月24日に予定している合併1周年記念式典及び姉妹都市調印式関係経費を初め、新市のシンボルとして市の木、市の花を制定するシンボル制定事業に関する経費や行政情報提供システムの更新経費などで2,654万3,000円を計上いたします。

また、3款民生費は、国民健康保険など特別会計への繰出金や、社会福祉協議会などの団体に対する補助金を含む人件費の調整を行うほか、平成18年4月からの障害者自立支援法の施行を踏まえた関連経費の計上や、西那須野地区に認知症高齢者のグループホームを整備するための支援補助金、さらに、不足が見込まれます重度心身障害者医療費助成金や認可保育園運営費などの計上で、合わせて2億8,310万9,000円を追加いたします。

次に、4款衛生費は、人件費の調整による1億 1,394万9,000円の減額のほか、西那須野地区の清 掃センター管理運営費などに不用額が見込まれま すので、1億2,071万8,000円の減額。

また、5款労働費は、人件費の整理で234万 2,000円の減額を行います。

6 款農林水産業費では、農業集落排水事業特別 会計や農業振興公社を含む人件費の調整を行うと ともに、農業委員会運営費や畜産基盤再編総合整 備事業、基盤整備促進事業など、過不足が見込まれる経費を調整することで4,322万1,000円を増額します。

また、7款商工費は、雨水排水管改修工事を見込む工業団地管理事業費などで増額を行うものの、人件費の調整で494万6,000円の減額となることから、差し引き433万1,000円の減額補正となります。次に、8款土木費は、人件費の整理で3,556万4,000円を増額計上するほか、早急に対応が必要な事業として、市単独道路整備事業費や雨水排水整備事業費、一方、余剰金が見込まれる事業として、那須塩原駅北土地区画整理事業費や地区施設道路整備事業費などについて、それぞれ事業費の過不足調整を行います。また、建築指導や建築確認申請業務を処理するため、平成18年4月1日から那須塩原市に特定行政庁を設置するための準備経費として、建築指導費に328万9,000円を計上することなどで、合わせて8,991万8,000円を増額いたします。

このほか、9款消防費は、黒磯那須消防組合の 人件費調整に伴う不足額の計上や消防施設管理経 費の計上などで1,660万7,000円を追加し、10款教 育費では、人件費の整理のほか、小中学校や公民 館、体育施設の維持管理経費に関する過不足の調 整や全国大会等に参加する際の激励費など、緊急 対応が必要な経費として3,439万1,000円を追加い たします。

これらのことで、歳出補正額は3億4,862万3,000円の増額となります。

一方、これらの財源についての歳入は、18款繰入金では、元気なまちづくりの基金繰入金や下水道特別会計繰入金の減少で1,609万3,000円の減額となりますが、12款分担金及び負担金は、園児数の増加による保育料負担金や認可保育園保育料の負担金の追加で5,240万円の増、また、14款国庫

支出金と15款県支出金では、国庫補助負担金の削減などの影響による減額があるものの、在宅心身障害児(者)福祉対策事業費補助金や重度心身障害者医療費補助金などの民生費補助金や、畜産基盤再編総合整備事業費補助金などの農林水産業費補助金などが増額することなどで、国庫支出金は183万6,000円、県支出金は5,685万9,000円を追加計上いたします。

このほか、16款財産収入では、関谷区画整理地内分譲地売り払い収入や株式会社ハンターマウンテン塩原株券売却収入などの計上で4,268万1,000円を追加し、さらに、20款諸収入でも、栃木県市町村振興協会からの市町村地域再生計画支援事業助成金などの計上で、41万1,000円を追加いたします。

このことで、歳入補正額は1億3,809万4,000円 の増額補正となります。

この歳入補正額と歳出補正額を比較したとき、 歳入に2億1,052万9,000円の不足額が生じるため、 歳出の14款予備費を減額することで、歳出補正額 を歳入補正額同額の1億3,809万4,000円とするも のであります。

これらのことにより、平成17年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、392億2,509万6,000円となります。

なお、これらの補正の詳細につきましては、別 添「平成17年度12月補正一般会計歳入歳出予算の 内容」のとおりであります。

また、今回の補正では、継続費補正として、太 夫塚公園体験学習施設新築工事について、契約の 状況等を踏まえ、総額及び年割額を変更させてい ただきます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決 定くださいますようお願い申し上げ、説明といた します。

#### 〇議長(高久武男君) 説明が終わりました。

**----**

## ◎議案第109号~議案第111号の上程、説明

○議長(髙久武男君) 次に、お諮りいたします。

日程第33、議案第109号 平成17年度那須塩原 市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から 日程第35、議案第111号 平成17年度那須塩原市 介護保険特別会計補正予算(第2号)までの3件 を一括議題といたしたいと思いますが、異議ござ いませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙久武男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第109号から議案第111号までの3 件についてを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。助役。

○助役(坪山和郎君) それでは、議案第109号から議案第111号まで一括してご説明申し上げます。まず、議案第109号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、職員26名分の給与改定等に伴う 人件費の整理を行うものであります。

歳出について申し上げますと、1 款総務費の給料等に総額で4,728万1,000円を追加計上いたします。

一方、歳入では、これらの財源として、8款繰入金に一般会計繰入金4,728万1,000円を追加計上いたします。

この補正により、歳入歳出それぞれ4,728万 1,000円を増額し、補正後の予算総額を112億 2,476万円とするものであります。 次に、議案第110号 平成17年度那須塩原市老 人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説 明を申し上げます。

今回の補正は、職員2名分の給与改定等に伴う 人件費の整理を行うものであります。

歳出について申し上げますと、1款総務費の給料等を総額で60万5,000円を減額いたします。

一方、歳入については、4款繰入金の一般会計 繰入金を60万5,000円減額いたします。

この補正により、歳入歳出それぞれ60万5,000 円を減額し、補正後の予算総額を67億7,912万 1,000円とするものであります。

次に、議案第111号 平成17年度那須塩原市介 護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説 明を申し上げます。

今回の補正は、職員の異動等に伴う人件費を減額するもので、歳出につきましては、1款総務費の職員給与費を426万8,000円減額し、歳入については、6款の一般会計からの繰入金を426万8,000円減額するものであります。

この補正により、歳入歳出それぞれ426万8,000 円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞ れ42億2,856万9,000円とするものであります。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

〇議長(髙久武男君) 説明が終わりました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第112号の上程、説明

○議長(高久武男君) 次に、日程第36、議案第 112号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業 特別会計補正予算(第2号)についてを議題とい たします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

〇市長(栗川 仁君) 議案第112号 平成17年度 那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) について、提案の説明を申し上げます。 今回の補正は、歳出では、1款水道事業費において職員2名分の人件費調整のため146万2,000円 を減額し、消火栓修繕のため修繕料13万8,000円 を計上し、配水管布設替え工事の工事請負費901 万7,000円を減額いたします。2款積立金においては、積立金2,000円を計上し、3款公債費において償還金利子70万5,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金は、 消火栓管理費負担金13万7,000円を計上し、3款 国庫支出金は簡易水道施設整備費国庫補助金を 117万円を減額し、4款財産収入は、基金利子を 3,000円計上いたします。5款繰入金は、基金繰 入金を401万4,000円を減額し、8款市債は、簡易 水道事業債を600万円減額し、歳入補正額は歳出 同額となります。

このことで、歳入歳出それぞれ1,104万4,000円 を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 6,465万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう お願い申し上げ、説明といたします。

〇議長(髙久武男君) 説明が終わりました。

# ◎議案第113号~議案第115号の上程、説明

○議長(高久武男君) 次に、お諮りいたします。 日程第37、議案第113号 平成17年度那須塩原 市下水道事業特別会計補正予算(第4号)から日 程第39、議案第115号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第115号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。助役。

○助役(坪山和郎君) それでは、議案第113号から議案第115号まで一括してご説明申し上げます。まず、議案第113号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出におきまして、人件費の調整に関する予算措置を行うため、1款下水道管理費で1,791万8,000円を増額し、一方の歳入では、4款繰入金で一般会計からの繰入金に同額を計上いたします。

また、歳出の2款下水道建設費の中で予算の組み替えを行うもので、組み替えの内容につきましては、黒磯地区下水道建設事業においては、上厚崎地内の第19-1幹線枝線工事に要します750万円の予算を負担金から工事請負費へ、塩原地区下水道建設事業におきましては、汚水管渠実施設計業務委託等に要します1,300万円の予算を工事請負費から委託費へ、それぞれ組み替えするものであります。

これら補正により、歳入歳出それぞれ1,791万 8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出 それぞれ41億4,908万1,000円とするものでありま す。

次に、議案第114号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の整理と事業費の調整を 行うものであります。

歳出では、1 款農業集落排水事業管理費において、給与改定等に伴う人件費251万5,000円を減額し、南赤田地区浄化センターにおける水位計設備点検の手数料22万1,000円と東部地区浄化センターの光熱水費65万5,000円の合わせて87万6,000円を追加計上することにより、差し引き163万9,000円を減額するものであります。

歳入では、3款の繰入金で一般会計からの繰入 金を歳出と同額減額することで、補正後の予算総 額を歳入歳出それぞれ7,603万7,000円とするもの であります。

次に、議案第115号 平成17年度那須塩原市温 泉事業特別会計補正予算(第2号)についてご説 明を申し上げます。

今回の補正は、職員1名の給与改定等に伴う人件費の整理を行うものであります。

歳出では、1款温泉事業管理費の給料で274万 9,000円、職員手当等では131万6,000円、共済費 でも73万7,000円、さらに退職組合負担金で52万 3,000円の減額となるため、人件費全体で合計532 万5,000円を減額いたします。

この結果、532万5,000円の余剰金が生じること になりますので、今後の会計運営に備えるため、 全額3款予備費へ組み入れるものであります。

なお、これらの補正は歳出の組み替えとなりますので、17年度の歳入歳出予算総額に増減はございません。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、 ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高久武男君) 説明が終わりました。

## ◎議案第116号~議案第118号の上程、説明

○議長(髙久武男君) 次に、お諮りいたします。

日程第40、議案第116号 平成17年度那須塩原 市黒磯水道事業会計補正予算(第2号)から日程 第42、議案第118号 平成17年度那須塩原市塩原 水道事業会計補正予算(第2号)までの3件を一 括議題といたしたいと思いますが、異議ございま せんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(髙久武男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第116号から議案第118号までの3 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 議案第116号から議案第118 号までの3件について申し上げます。

初めに、議案第116号 平成17年度那須塩原市 黒磯水道事業会計補正予算(第2号)について、 提案の説明を申し上げます。

まず、収益的支出ですが、1款上水道事業費に おいて、職員の1名減によるものと職員15名の人 件費の調整を行った結果、原水及び浄水費、配水 及び給水費、総係費の合計で2,323万2,000円の減 額となります。

原水及び浄水費においては、修繕費から委託料に1,680万円を組み替えることにより、鳥野目浄水場沈殿池等の改修設計委託料を追加し、配水及び給水費においては、配水管等の漏水による修繕費1,000万円を増額し、支払い利息及び企業債取扱諸費については、公営企業借換債の額の確定及び平成16年度企業債借入額の確定に伴い、償還利息261万8,000円を減額することにより、収益的支

出の補正額が1,549万6,000円減額となり、収益的 支出の補正後の予算額を10億8,439万3,000円とす るものであります。

また、収益的収入につきましては、人件費の西那須野、塩原支所の負担分580万4,000円を計上したものであり、収益的収入の補正後の予算額を11億3,742万2,000円とするものであります。

次に、資本的支出でありますが、1款資本的支出の配水設備拡張費において職員1名の人件費の調整を行った結果、1万5,000円の減額となりました。

また、大規模排水路整備に伴う配水管布設工事、 区画整理事業及び下水道事業にあわせた配水管布 設工事、農道工事に関連した広域農道1号支線減 圧弁室移設工事などの関連工事に伴い発生した配 水管工事等5,350万円を増額するとともに、公営 企業借換債の額の確定等に伴い、企業債償還元金 199万1,000円を減額することにより、資本的支出 の補正額が5,149万4,000円の増額となり、資本的 支出の補正後の予算額を5億2,508万9,000円とす るものであります。

資本的収入につきましては、負担金において、 大規模排水路整備関連配水管布設工事負担金 2,420万円、区画整理事業配水管布設工事負担金 100万円、補償金においては、広域農道1号支線 減圧弁室設置工事補償費700万3,000円を計上する ことにより、資本的収入の補正額が3,220万3,000 円の増額となり、資本的収入の補正後の予算額を 2億2,180万6,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不 足する額については、損益勘定留保資金及び建設 改良積立金等で補てんするものであります。

次に、議案第117号 平成17年度那須塩原市西 那須野水道事業会計補正予算(第2号)について 提案の説明を申し上げます。 今回の補正は、収入及び支出とも職員の人件費にかかわるものであります。

収益的収入及び資本的収入については、児童手 当支給対象職員の配置がえ異動により、一般会計 からの補助金が減額となったことによる補正であ り、収益的収入で6万円を減額し、補正後の予算 額を9億9,160万9,000円とし、資本的収入で12万 円を減額し、補正後の予算額を1億2,829万8,000 円とするものであります。

収益的支出及び資本的支出につきましては、人事院勧告及び人事異動等により人員減となったため、主に減額の補正であり、収益的支出で642万1,000円を減額し、補正後の予算額を9億4,229万1,000円とし、資本的支出で114万8,000円を減額し、補正後の予算額を5億4,856万2,000円とするものであります。

なお、資本的収入の不足につきましては、建設 改良積立金等で補てんするものであります。

次に、議案第118号 平成17年度那須塩原市塩 原水道事業会計補正予算(第2号)について、提 案の説明を申し上げます。

まず、収益的収入でありますが、1款上水道事業の営業外収益において、受取利息2万円の増額、前年度分精算として他会計補助金1万3,000円の減額、雑収益30万1,000円の減額となります。

2款簡易水道事業の営業収益においては、水道加入金の増により、その他営業収益120万6,000円の増額、営業外収益では、企業債償還利息額の確定に伴い、一般会計補助金が10万9,000円の減額、落雷等の被災による災害共済金として、雑収益139万6,000円の増額をすることにより、収益的収入の補正後の予算額を3億187万8,000円とするものであります。

また、収益的支出につきましては、1款上水道 事業費用、2款簡易水道事業費用において、職員 5名の人件費調整で298万8,000円の増額、減価償 却費についても59万3,000円の増額となります。

資産減耗費については、国道400号バイパス建設に伴う上水道配水管移設等による固定資産除却費1,244万1,000円の増額であります。

営業外費用では、企業債償還利息の額確定に伴い、企業債利息を71万9,000円減額することにより、収益的支出の補正後の予算額を3億2,101万1,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、1款資本的支出 の配水設備拡張費において、職員1名の人件費調 整で38万円の増額、企業債償還金において、企業 債借換債の額の確定に伴い19万5,000円の減額に より、資本的支出の補正後の予算額を9,319万 7,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不 足する額については、損益勘定留保資金等で補て んするものであります。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、 ご決定くださいますようお願い申し上げます。 以上で説明といたします。

〇議長(高久武男君) 説明が終わりました。

v

### ◎議案第141号及び議案第142 号の上程、説明

○議長(髙久武男君) 次に、お諮りいたします。

日程第43、議案第141号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について及び日程第44、議案第142号 市道路線の廃止及び認定についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第141号及び議案第142号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 助役。

〇助役(坪山和郎君) それでは、議案第141号及 び議案第142号につきまして、まとめてご説明を 申し上げます。

まず、議案第141号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

本議案は、第2次救急医療施設としての病院群 輪番制病院への運営費補助金の交付事務につきま して、那須地区広域行政事務組合が共同処理する 事務として、市町村の負担金と国庫補助金等を財 源として実施してきたところでありますが、平成 17年度から国庫補助金が廃止されることとなり、 その所要額を市町村に対する税源移譲等の措置、 いわゆる一般財源化を講じることになったため、 当該国庫補助金等相当額につきましても、市町村 からの負担金を財源として実施することになりま した。

これらについては、引き続き那須地区広域行政 事務組合の事務として実施する必要があることか ら、組合規約の一部変更について関係地方公共団 体と協議したいので、地方自治法の規定に基づき、 議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第142号 市道路線の廃止及び認定 についてご説明を申し上げます。

本議案は、道路法の規定により、1路線を廃止 し、4路線を一たん廃止後、再度認定し、1路線 を新規認定することについて議会の議決を求める ものであります。

路線につきましては、主要地方道西那須野・那 須線の一部と市道との重複部分の管理区分が県管 理に変更になったことにより廃止するものが1路 線。西那須野・那須線の変更に伴い、終点が変更 となるため一たん廃止し、再度認定するものが1 路線。都市公園3・3・2太夫塚公園の整備に伴い起点が変更となるため一たん廃止し、再度認定するものが2路線。北那須1号支線の道路改良工事の完了及び開通に伴い終点が変更となるため一たん廃止し、再度認定するもの1路線であります。

路線の新規事業につきましては、那須塩原市土 地開発指導要綱による開発道路を受け入れ、認定 するものが1路線であります。

この結果、市道の総延長は1,224.3km、実延長は1,175.6km、市道路線の総数は2,283路線となります。

以上、2件につきまして、よろしくご審議の上、 ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(髙久武男君) 説明が終わりました。

### ◎散会の宣告

○議長(高久武男君) 以上で、本日の議事日程は 全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。 ご苦労さんでございました。

散会 午前11時47分